

# 第1章 総論

## 第1節 計画の目的・性格等

### 1. 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、大木町防災会議が作成する計画であり、本町の地域に係る次の防災対策事項に関し、効果的な実施及び災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

- (1) 本町の地域に係る防災に関し、地域の関係団体が処理すべき事項
- (2) 本町の地域に係る防災施設の新設又は改良・点検整備・防災訓練・防災知識の普及等、災害予防に関する事項
- (3) 災害に関する予報又は警報の発令並びに情報の収集及び伝達・避難・消火・水防・救難・その他の災害応急対策に関する事項
- (4) 本町の住民の生命・身体及び財産を災害から保護するために本町が行う事項

この計画の実施に当たっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、住民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことが必要であり、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や地方行政団体等の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく防災協働社会の実現を目指した防災活動の展開が必要である。

計画に基づく災害対策は、以下の事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 本町の自然特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
- (2) 国、県及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて住民一人ひとりが自ら行う防災活動及び自主防災組織その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。
- (3) 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的検知及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
- (4) 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。
- (5) 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障がいの有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。
- (6) 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

計画の推進に当たっては、重点課題の設定や関係機関の連携強化等を戦略的に行うものとし、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るべく、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するために、防災に関する政策・方針決定過程において、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大する。

### 2. 計画の性格

この計画は、大木町の地域に係る防災に関し、町の処理すべき事務又は業務を中心として、県、防災関係機関、公共的団体及び住民が総力を結集すべき事務、業務又は任務を含めた総

合的かつ基本的な計画である。

### 3. 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、国、県の防災方針、町の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに計画を修正する。

### 4. 計画の周知

この計画の内容は、町職員、住民、防災関係機関及びその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させる。

### 5. 計画の運用

災害時には、町は防災関係機関と常に連携し、応急対策に関する計画、災害復旧計画等を積極的に活用し、被害を最小限にとどめるよう努めるものとする。

平常時には、町は各種施策・事業の企画段階において当該施策・事業が本計画の基本理念及び災害予防に関する計画に合致したものとなっているかを点検し、問題がある場合は当該施策・事業の修正を行うものとする。また、施策・事業計画の企画に際し、当該地域の地形地盤条件、災害危険への影響及び施策・事業計画における防災上の効果等を検討し、その結果を施策・事業計画中に記載するよう努めるものとし、複数の施策・事業を組み合わせることにより防災面から相乗的な効果を期待できるものについて総合調整を行うものとする。併せて、老朽化した社会資本については、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

### 6. 計画の習熟及びマニュアル整備

町職員は、関係する計画について日頃から習熟しておくとともに、必要に応じて計画運用のためのマニュアルを整備しておくものとする。特に応急活動のためのマニュアルにおいては、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理するものとし、マニュアルを職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

## 第2節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

防災に関係ある各機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

### 1. 町、県、消防本部、警察

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
大木町	<p>(災害予防)</p> <p>①防災会議に係る事務に関する事。</p> <p>②大木町災害対策本部等防災対策組織の整備に関する事。</p> <p>③防災施設の整備に関する事。</p> <p>④防災に係る教育、訓練に関する事。</p> <p>⑤県及び防災関係機関との連絡調整に関する事。</p> <p>⑥他の市町村との相互応援及び一時滞在についての協定の締結に関する事。</p> <p>⑦防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関する事。</p> <p>⑧生活必需品、応急食糧等の備蓄に関する事。</p> <p>⑨給水体制の整備に関する事。</p> <p>⑩管内における公共的団体及び自主防災組織の充実、育成及び指導に関する事。</p> <p>⑪住民の自発的な防災活動の促進に関する事。</p> <p>⑫災害危険区域の把握に関する事。</p> <p>⑬各種災害予防事業の推進に関する事。</p> <p>⑭防災知識の普及に関する事。</p> <p>⑮要配慮者（避難行動要支援者）の安全確保に関する事。</p> <p>⑯企業等の防災対策の促進に関する事。</p> <p>⑰企業等の協力の確保についての協定の締結に関する事。</p> <p>⑱災害ボランティアの受入体制の整備に関する事。</p> <p>⑲帰宅困難者対策の推進に関する事。</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>①水防、消防等応急対策に関する事。</p> <p>②災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事。</p> <p>③避難の指示・勧告及び避難者の誘導並びに指定避難所等の開設に関する事。</p> <p>④災害時における文教、保健衛生に関する事。</p> <p>⑤災害広報及び被災者からの相談に関する事。</p> <p>⑥被災者の救難、救助その他の保護に関する事。</p> <p>⑦被災者の心身の健康の確保、居住の場所の確保その他被災者の保護に関する事。</p> <p>⑧復旧資機材の確保に関する事。</p> <p>⑨災害対策要員の確保・動員に関する事。</p> <p>⑩災害時における交通、輸送の確保に関する事。</p> <p>⑪被災建築物の応急危険度判定の実施に関する事。</p> <p>⑫防災関係機関が実施する災害対策の調整に関する事。</p> <p>⑬災害ボランティアの活動支援に関する事。</p> <p>⑭町所管施設の被災状況調査に関する事。</p> <p>(災害復旧)</p> <p>①公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の災害復旧及び改良に関する事。</p>

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
	②災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付け等災害融資等に関する事 ③町民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関する事。
福岡県	(災害予防) ①防災会議に係る事務に関する事。 ②福岡県災害対策本部等防災対策組織の整備に関する事。 ③防災施設の整備に関する事。 ④防災に係る教育、訓練に関する事。 ⑤国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関する事。 ⑥他の都道府県との相互応援及び広域一時滞在についての協定の締結に関する事。 ⑦防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関する事。 ⑧生活必需品、応急食糧等の備蓄に関する事。 ⑨危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査に関する事。 ⑩地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関する事。 ⑪防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関する事。 ⑫防災知識の普及に関する事。 ⑬要配慮者（避難行動要支援者）の安全確保に関する事。 ⑭緊急消防援助隊調整本部に関する事。 ⑮企業等の防災対策の促進に関する事。 ⑯企業等の協力の確保についての協定の締結に関する事。 ⑰災害ボランティアの受入体制の整備に関する事。 ⑱保健衛生・防疫体制の整備に関する事。 ⑲帰宅困難者対策の推進に関する事。 (災害応急対策) ①災害予警報等情報の収集・伝達に関する事。 ②市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関する事。 ③被災児童・生徒等に対する応急教育の実施に関する事。 ④災害救助法に基づく被災者の救助に関する事。 ⑤災害時の防疫その他保健衛生に関する事。 ⑥水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関する事。 ⑦公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関する事。 ⑧農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関する事。 ⑨緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付に関する事。 ⑩自衛隊の災害派遣要請に関する事。 ⑪県管理港湾施設等の維持管理及び障害物等の除去に関する事。 ⑫災害ボランティアの活動支援に関する事。 ⑬福岡県所管施設の被災状況調査に関する事。 (災害復旧) ①公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の災害復旧及び改良に関する事。 ②物価の安定に関する事。 ③義援金品の受領、配分に関する事。 ④災害復旧資材の確保に関する事。 ⑤災害融資等に関する事。

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
久留米広域消防本部 (三潁消防署)	<p>(災害予防)</p> <p>①消防用施設の整備に関する事。  ②火災予防に係る教育、訓練に関する事。  ③防災関係機関との連絡調整に関する事。  ④防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関する事。  ⑤各種火災予防事業の推進に関する事。  ⑥危険物施設等に係る予防対策に関する事。  ⑦応急救護の知識等に係る指導に関する事。</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>①消防等応急対策に関する事。  ②災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事。  ③避難者の誘導に関する事。  ④被災者の救助その他の保護に関する事。  ⑤復旧資機材の確保に関する事。  ⑥災害対策要員の確保・動員に関する事。  ⑦防災関係機関が実施する災害対策の調整に関する事。  ⑧危険物施設等に係る応急対策に関する事。</p>
筑後警察署	<p>(災害予防)</p> <p>①災害警備計画に関する事。  ②警察通信確保に関する事。  ③関係機関との連絡調整に関する事。  ④災害装備資機材の整備に関する事。  ⑤危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関する事。  ⑥地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関する事。  ⑦防災知識の普及に関する事。</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>①災害情報の収集及び伝達に関する事。  ②被害実態の把握に関する事。  ③被災者の救出及び負傷者等の救護に関する事。  ④行方不明者の調査に関する事。  ⑤危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関する事。  ⑥不法事案等の予防及び取り締まりに関する事。  ⑦被災地、避難場所、重要施設の警戒に関する事。  ⑧避難路及び緊急交通路の確保に関する事。  ⑨交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関する事。  ⑩広報活動に関する事。  ⑪遺体の見分・検視に関する事。</p>

## 2. 指定地方行政機関 (本町に関連する機関のみ県計画より抜粋して掲載)

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
九州厚生局	<p>①災害状況の情報収集、通報に関する事。  ②関係職員の現地派遣に関する事。  ③関係機関との連絡調整に関する事。</p>
九州農政局	<p>(災害予防)</p> <p>①米穀の備蓄に関する事。  ②防災体制の指導及び農地防災事業の推進に関する事。  ③農地保全施設の管理体制の強化、指導に関する事。</p> <p>(災害応急対策)</p>

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
	<p>①応急用食糧の調達・供給に関する事          ②農業関係被害の調査・報告に関する事          ③災害時における病虫害の防除及び家畜の管理等に関する事          ④種子及び飼料の調達・供給に関する事          (災害復旧)          ①被害農業者等に対する融資等に関する事          ②農地・施設の復旧対策の指導に関する事          ③農地・施設の復旧事業費の査定に関する事          ④土地改良機械の緊急貸付に関する事          ⑤被害農林漁業者等に対する災害融資に関する事          ⑥技術者の応援派遣等に関する事          (九州農政局福岡支局)          (災害応急対策)          ①災害時における政府所有米穀の供給の支援に関する事</p>
福岡管区気象台	<p>(災害予防・災害応急対策)          ①気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事          ②気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関する事          ③気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事          ④町が行う防災対策の技術的な支援・助言に関する事          ⑤防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事</p>
九州総合通信局	<p>(災害予防)          ①非常通信体制の整備に関する事          ②災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器及び移動電源車の貸出しに関する事          (災害応急対策)          ①災害時における電気通信の確保に関する事          ②非常通信の統制、管理に関する事          ③災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関する事</p>
九州森林管理局	<p>(災害予防)          ①国有保安林・治山施設の整備に関する事          ②林野火災予防体制の整備に関する事          (災害応急対策)          ①災害対策用材の供給に関する事          (災害復旧)          ①復旧対策用材の供給に関する事</p>
九州地方整備局 (筑後川河川事務所)	<p>国土交通省が直接管理する河川・道路・公園・官庁施設等について下記の措置を取る。また、緊急を要すると認められる場合、協定書に基づく適切な緊急対応を実施する。          (災害予防)          ①気象観測通報についての協力に関する事          ②防災上必要な教育及び訓練等に関する事          ③防災資機材の備蓄、整備に関する事          ④雨量、水位等の観測体制の整備に関する事</p>

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
	⑤道路、橋梁等の耐震性の向上に関する事 ⑥水防警報等の発表及び伝達に関する事 (災害応急対策) ①洪水予警報の発表及び伝達に関する事 ②水防活動の指導に関する事 ③災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事 ④災害広報に関する事 ⑤緊急物資及び人員輸送活動に関する事 ⑥監視カメラ及び災害調査用ヘリコプターによる被災地映像提供に関する事 ⑦災害対策用車両(照明車、排水ポンプ車等)の貸与に関する事 ⑧国土交通省所管施設の被災状況調査に関する事 ⑨通信途絶時における地方公共団体との通信確保(ホットライン確保)に関する事 ⑩市町村その他の防災関係機関との協定に基づく、災害応急対策の支援、協力に関する事 (災害復旧) ①被災公共土木施設の復旧事業の推進に関する事

### 3. 自衛隊

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 (第四特科連隊)	(災害予防) ①災害派遣計画の作成に関する事 ②地域防災計画に係る訓練の参加協力に関する事 (災害応急) ①災害派遣による町、その他防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関する事

### 4. 指定公共機関(本町に関連する機関のみ県計画より抜粋して掲載)

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
西日本電信電話株式会社(福岡支店) NTTコミュニケーションズ株式会社 株式会社NTTドコモ(九州支社) KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社	(災害予防) ①電気通信設備の整備と防災管理に関する事 ②応急復旧用通信施設の整備に関する事 (災害応急・復旧) ①気象警報の伝達に関する事 ②災害時における重要通信に関する事 ③災害関係電報、電話料金の減免に関する事
日本赤十字社 (福岡県支部)	(災害予防) ①災害医療体制の整備に関する事 ②災害医療用薬品等の備蓄に関する事 (災害応急対策) ①災害時における医療助産等の実施に関する事 ②避難所奉仕、義援金品の募集、配分等の協力に関する事
日本郵便株式会社九州支社	(災害応急対策) ①災害時における郵便事業運営の確保に関する事 ②災害救助法適用時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策並びにその窓口業務の確保に関する事

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
日本放送協会 (福岡放送局)	(災害予防) ①防災知識の普及に関する事。こと。 ②災害時における放送の確保対策に関する事。こと。 (災害応急対策) ①気象・地象予警報等の放送周知に関する事。こと。 ②指定避難所等における災害情報収集のための放送受信の確保に関する事。こと。 ③社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事。こと。 ④災害時における広報に関する事。こと。 (災害復旧) ①被災放送施設の復旧事業の推進に関する事。こと。
日本通運株式会社 (久留米支店) 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	(災害予防) ①緊急輸送体制の整備に関する事。こと。 (災害応急対策) ①災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に関する事。こと。 (災害復旧) ①復旧資材等の輸送協力に関する事。こと。
九州電力株式会社 (久留米・八女営業所)	(災害予防) ①電力施設の整備と防災管理に関する事。こと。 (災害応急対策) ①災害時における電力の供給の確保に関する事。こと。 (災害復旧) ①被災電力施設の復旧事業の推進に関する事。こと。

#### 5. 指定地方公共機関 (本町に関連する機関のみ県計画より抜粋して掲載)

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
西日本鉄道株式会社	(災害予防) ①鉄道施設の防災管理に関する事。こと。 ②輸送施設の設備等安全輸送の確保に関する事。こと。 ③災害時における緊急輸送体制の整備に関する事。こと。 (災害応急対策) ①災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関する事。こと。 ②災害時における鉄道通信施設の利用に関する事。こと。 (災害復旧) ①被災鉄道施設の復旧事業の推進に関する事。こと。
株式会社西日本新聞社 株式会社朝日新聞西部本社 株式会社毎日新聞西部本社 株式会社読売新聞西部本社 株式会社時事通信福岡支社 一般社団法人共同通信社福岡支社 株式会社熊本日日新聞	(災害予防) ①防災知識の普及に関する事。こと。 ②災害時における報道の確保対策に関する事。こと。 (災害応急対策) ①気象予警報等の報道周知に関する事。こと。 ②社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事。こと。 ③災害時における広報に関する事。こと。 (災害復旧) ①被災報道施設の復旧事業の推進に関する事。こと。



機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
社福岡支社 株式会社日刊工業新聞 社西部支社	
RKB毎日放送株式会社 株式会社テレビ西日本 九州朝日放送株式会社 株式会社福岡放送 株式会社エフエム福岡 株式会社TVQ九州放送 株式会社CROSS FM ラブエフエム国際放送株式会社	(災害予防) ①防災知識の普及に関する事 ②災害時における放送の確保対策に関する事。 (災害応急対策) ①気象・地象予警報等の放送周知に関する事。 ②指定避難所等への受信機の貸与に関する事。 ③社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事。 ④災害時における広報に関する事。 (災害復旧) ①被災放送施設の復旧事業の推進に関する事。
公益社団法人福岡県医師会 (大川三瀨医師会)	(災害予防)・(災害応急対策) ①災害時における医療救護の活動に関する事。 ②負傷者に対する医療活動に関する事。
一般社団法人福岡県歯科医師会 (大川三瀨歯科医師会)	(災害予防) ①歯科医療救護活動体制の整備に関する事。 (災害応急対策) ①災害時の歯科医療救護活動に関する事。
公益社団法人福岡県薬剤師会 (大川三瀨薬剤師会)	(災害予防) ①患者への啓発(疾病・使用医薬品等の情報把握)に関する事。 (災害応急対策) ①災害医療救護活動に関する事。 ②医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の構築に関する事。 ③医薬品等の供給(仕分け、管理及び服薬指導等)に関する事。 ④指定避難所等での被災者支援(服薬指導等)に関する事。 ⑤その他公衆衛生活動に関する事。

## 6. 消防団、公共的団体、防災上重要な施設の管理者

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
大木町消防団	(災害予防) ①団員の能力の維持・向上に関する事。 ②町及び消防本部が行う防災対策への協力に関する事。 (災害応急対策) ①消防活動に関する事。 ②救助救急活動に関する事。 ③避難活動に関する事。 ④行方不明者の捜索に関する事。 ⑤町及び消防本部が行う災害対策への協力に関する事。
J A福岡大城	(災害応急対策) ①被災組合員に対する融資又はその斡旋に関する事。 ②農作物の災害応急対策の指導に関する事。

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
	③共同利用施設の災害対策及び復旧に関すること。 ④救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋に関すること。 ⑤被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。
大木町商工会	(災害応急対策) ①被災組合員に対する融資又はその斡旋に関すること。 ②救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋に関すること。 ③被災会員の被害状況調査についての協力に関すること。
大木町社会福祉協議会	(災害予防) ①在宅要配慮者対策に関すること。 ②町が行う災害対策への協力に関すること。 ③職員や住民の災害に対する意識の向上に関すること。 (災害応急対策) ①町災害ボランティアセンターの設置・運営に関すること。 ②福祉の観点からの要配慮者への支援の充実にに関すること。 ③被災者の保護及び救援物資の支給に関すること。 ④その他町が行う避難及び応急対策への協力に関すること。 ⑤被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関すること。 ⑥福岡県共同募金会との協働による募金活動への取組みに関する こと。
大木町立小学校 大木町立中学校 大木町立保育園	(災害予防) ①避難体制の整備及び避難訓練の実施に関すること。 (災害応急対策) ①災害時における園児・児童・生徒の保護及び誘導に関すること。 ②町が実施する災害応急対策への協力に関すること。 ③指定緊急避難場所、指定避難所の管理・運営、炊き出し等への 協力に関すること。
要配慮者関連施設	(災害予防) ①避難体制の整備及び避難訓練の実施に関すること。 (災害応急対策) ①災害時における入所者の保護及び誘導に関すること。 ②町が実施する災害応急対策への協力に関すること。 ③在宅要配慮者の緊急入所、炊き出し等への協力に関すること。

## 7. 住民及び企業等の基本的責務

住民は、自らの身の安全は自らが守るとの観点に立って、平常時から、地域における災害の危険性を把握し、避難等の行動を確認するほか、食糧・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備や家具等の転倒防止対策等、家庭での予防・安全対策を講ずるとともに、地域の防災訓練等に積極的に参加し、自主防災組織の活動を進めるなど、日頃から自主的に災害等に備えるものとする。

また、災害時には自主的な相互救済活動を行うとともに、行政機関が行う防災活動と連携・協力するものとし、内閣総理大臣から、社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資又は燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しない等の必要な協力を求められた場合は、これに応じるよう努めるものとする。

企業等は、従業員や顧客の安全の確保、二次災害の防止、経済活動の維持（燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応や取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続等）、帰宅困難者の一時滞在への協力などの地域への貢献といった役割を認識し、災害時行動マニュアルの作成や、従業員や顧客等が帰宅できない場合に一定期間滞在するための食料・飲料水等の備蓄等の防災体制の整備や防災訓練の実施に努める。また、災害時にはこれらの役割を果たすとともに、行政機関が行う防災活動と連携・協力するものとする。

特に、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時に重要な役割を担うことから、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施できる必要な措置を講じるとともに、町との物資・役務の供給協定の締結に努める。

## 第3節 本町の概要

### 1. 位置、面積

本町は、福岡県の南西部、筑後平野の中央に位置し、標高 4.5m、東西 4.7km、南北 7.0km、総面積 18.44 k m<sup>2</sup>の平坦な農村である。東は筑後市、西は大川市、南は柳川市、北は久留米市に接している。近傍都市への距離は久留米市へ 15 km、福岡市へ 60 km、柳川市へ 7 km、大牟田市へ 24 kmとなる。

### 2. 気候

気候は、高温多雨の気象条件のもとに平成 25 年の年間平均気温は 17.1 度、年間降雨量は 2,045.5 mm（資料：気象庁）と比較的寒暖の差がない気候である。

### 3. 地形、地質

町は、筑後川、矢部川の激しい沖積作用による有明海の自然陸化（河海域沖堆積）によってつくられた平均標高 4.5mのほとんど高低差のない低湿地の上に展開している。土壌は肥沃な埴土でおおわれ砂礫の露出はない。土性は強粘土質で排水、浸透ともに悪く、地下水位は 0.5mである。

河川は、北部町境を流れる山ノ井川、中南部を西流する花宗川が筑後川に注いでいる。いずれも矢部川本・支流から分流された人工河川である。また、本町は全国有数の溝渠地帯であり、町全域にわたって縦横無尽に堀が張り巡らされており、その面積は町面積の 13.8%にのぼる。この堀は排水・貯水機能を備え、治水面で重要な役割を果たしている。

## 第4節 災害の特性

### 1. 災害の特性

本町における主な災害は、大雨による浸水被害と台風によるものである。このうち本町における従来の災害からみると、地盤上主に梅雨期の集中豪雨による河川の氾濫による被害で、特に山ノ井川、花宗川をかかえ筑後平野の平坦地にあって、年々河川改修工事によって家屋の浸水は少ないが、農地の冠水被害は常習的多発地となっている。

平成24年の九州北部豪雨では山ノ井川が溢水、内水氾濫も9箇所が発生し、床上浸水が3戸、床下浸水が149戸、道路冠水24路線、農業被害等、多数の被害に見舞われた。

次に台風による被害は、台風の発生と稲の出穂が同時期であるため農作物に特に被害を与えることとなる。平成3年には台風の直撃により大きな風水害が発生した。

### 2. 地震災害の特性

地震災害については、1848年に柳川付近を震源としてマグニチュード5.9の地震が発生しており、1889年には、熊本を震源とするマグニチュード6.3の地震で筑後地区でも家屋倒壊等の被害が出ている。近年では、2005年3月に福岡県西方沖（福岡市の北西約30km）を震源とするマグニチュード7.0の地震が発生し、本町で震度5弱を観測した。さらに2016年4月14日、熊本地方を震源とするマグニチュード6.5の地震（前震）が発生し、その約28時間後の4月16日、再び熊本地方を震源とするマグニチュード7.3の地震（本震）が発生した。この熊本地震は、同じ地域において前震、本震の激しい揺れが続けて発生する前例がない大規模地震となり、本町においても、前震で震度4、本震で震度5弱を観測し、重症者1人、軽傷者1人、住家一部損壊109件、自主避難者が延べ77世帯206人にのぼるなど被害をもたらした。

## 第5節 被害想定

本町に発生する災害で、人命や家屋等の財産、農産物や農業用施設等に大きい影響を与える主要な災害としては、集中豪雨や台風等を誘因とする河川の氾濫等の風水害と地震等の被害とに大別できる。

本町の災害の想定に当たっては、地形・地質状況や過去の災害事例及び県地域防災計画等を考慮し、次の災害を想定する。

### 1. 風水害の想定

風水害は、集中豪雨や台風等の気象現象を誘因として起きる災害が多く、本町における過去の災害事例をみても例外ではない。梅雨期や台風に伴う大雨、ゲリラ豪雨とも呼ばれる短時間で局所的に発生する集中豪雨の多発等による町内を流れる山ノ井川、花宗川や筑後川、矢部川、沖端川の氾濫や、堀や幹線水路の河川への排水不良による内水氾濫による浸水被害や台風による建物被害が予測される。また、台風に起因する高潮として、町南西部地域において最大1m未満の浸水被害が予想される。

### 2. 地震災害の想定

福岡県では、平成7年度～平成8年度に地震に関する防災アセスメント調査を実施し、平成9年12月に『地震に関する防災アセスメント調査報告書』（以下「報告書」という。）を作成し、県内各市町村及び防災関係機関等に配布した。その後、平成17年3月20日に福岡県西方沖地震が発生し、福岡県内に甚大な被害が発生したこと及び前回調査から既に10年の年月が経過したことを踏まえ、社会状況の変化、地震に関する新たな知見を反映した地震被害想定を平成18年度に行った。

さらに、この調査から約5年間の社会状況の変化及び活断層、地盤条件などの調査研究の蓄積を踏まえ、平成24年3月に報告書を作成した。この調査結果は、本町の地域防災計画策定に当たっての資料として参考にするとともに活用していく。

また、平成25年2月、国の地震調査研究本部が公表した「佐賀平野北縁断層帯の長期評価」では、佐賀平野北縁断層帯の全体が活動した場合、マグニチュード7.5程度の地震の発生可能性が指摘されており、この断層帯に近い本町においても地震被害の影響を及ぼす可能性があることから、今後の国等の調査研究結果を踏まえ、本町の地域防災計画の見直しに反映させていくものとする。

#### (1) 想定地震

地震に関する防災アセスメント調査報告書における想定地震は、次の9つである。

##### ア. 活断層に着目して震源モデルを設定した想定地震

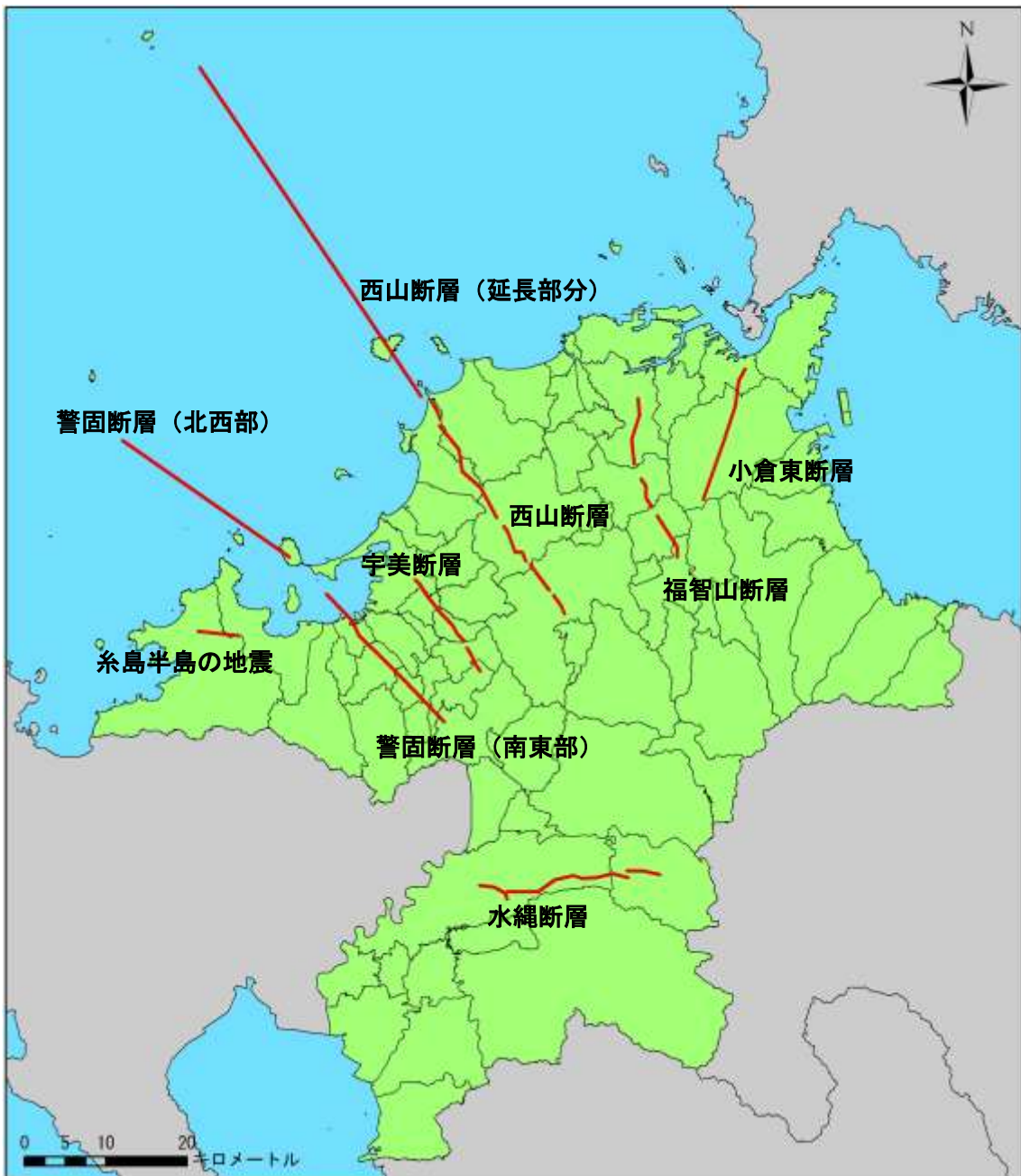
- ①小倉東断層北東部
- ②西山断層南東部
- ③西山断層全体
- ④警固断層南東部
- ⑤警固断層北西部
- ⑥水縄断層西部
- ⑦福智山断層北西部
- ⑧宇美断層南東部

##### イ. 既往地震を再現した想定地震

- ①糸島半島の地震

このうち、本町に最も影響を及ぼすと予測されているのは、水縄断層西部の想定地震である。以下、この計画においてはこれを想定地震とし、その結果等について記述する。

【想定地震の震源断層の位置】



資料：「福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）」（平成 24 年度修正）

【想定地震の震源断層パラメーター一覧】

震源断層 パラメータ		小倉東 断層	福智山 断層	西山断層	西山断層 海上部へ の延長	警固断層 北西部	警固断層 南東部	水縄断層	宇美断層	糸島半島 の地震
震源断層の長さ L (km)		6) 17	6) 20	9) 31	8) 80	9) 25	9) 27	9) 26	8) 18	1) 5
震源断層の幅 W (km)		2) 8.5	2) 10	9) 15	8) 15	9) 15	9) 15	9) 15	2) 9	2) 2.5
マグニチュード M		1) 6.9	1) 7.0	9) 7.3	1) 8.0	9) 7.0	9) 7.2	9) 7.2	8) 6.9	3) 6
震源断層 の深さ d (km)	上端	8) 2	8) 2	8) 2	8) 2	8) 2	8) 2	8) 2	8) 2	5) 3
	下端	8) 10.5	8) 12	7) 17	8) 17	8) 17	8) 17	8) 17	4) 11	8) 5.5

1) 松田 (1975) :  $\log L = 0.6M - 2.9$   
 2)  $W = L / 2$   
 3) 新編日本被害地震総覧 (1987) より  
 4) 断層下端は震源断層の幅 (W) をプラスしたもの  
 5) 糸島地震 (1898) の際に地表に断層が現れなかったので基盤深さ+2 km と仮定  
 6) 新編日本の活断層 (1991) より、一連とみなせる断層群を直線で近似した長さ  
 7) 九州大学理学研究院附属地震火山観測研究センター観測資料より  
 8) 福岡県による評価  
 9) 国 (地震調査研究推進本部) による長期評価

資料：「福岡県地域防災計画 (地震・津波対策編)」 (平成 24 年度修正)

(2) 想定結果

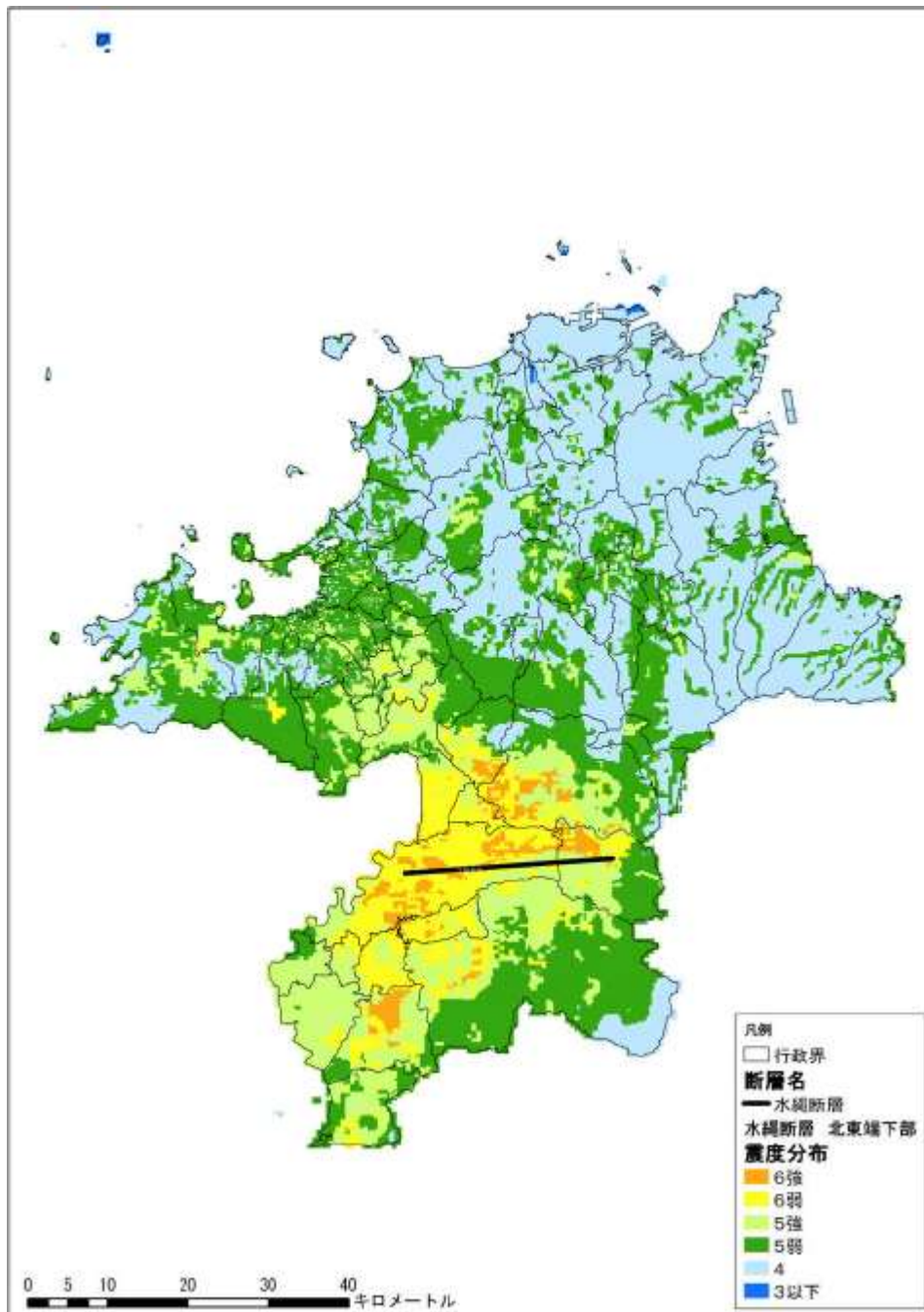
本町における水縄断層西部地震の想定結果は、次のとおりである。

ア. 震度分布

町域において、震度 6 弱又は 5 強の揺れがあると予測されている。



【震度分布図「水縄断層（破壊開始：北東下部）」】

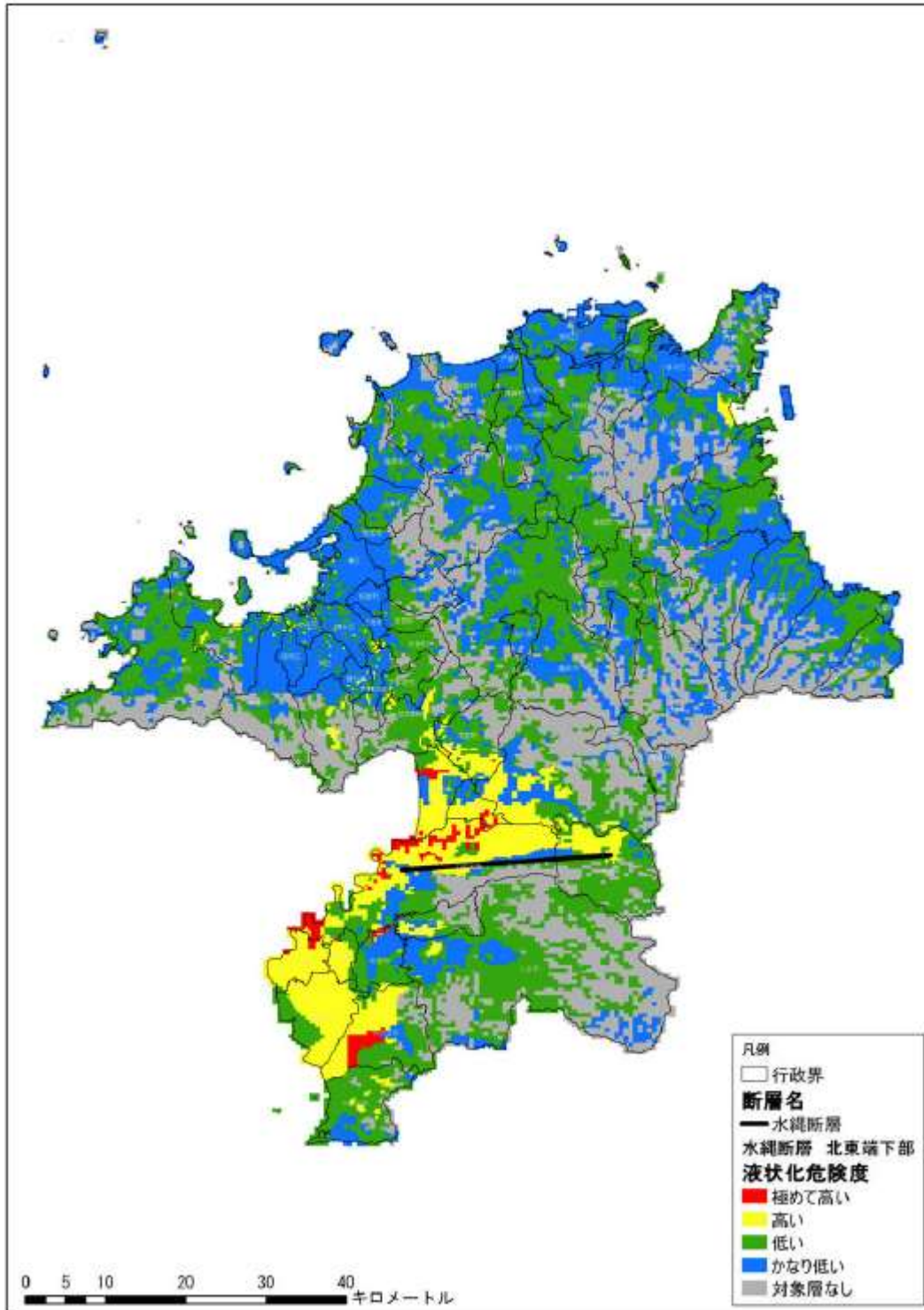


資料：「福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書」（平成 24 年 3 月）

イ. 液状化

町の北西部から南東部にかけて液状化の危険性が高いと予測されている。

【液状化危険度分布図「水縄断層（破壊開始：北東下部）」】



資料：「福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書」（平成 24 年 3 月）

ウ. 建物倒壊等

木造建物の 49 棟が全壊、118 棟が半壊すると予測されている。

エ. ライフライン等被害

上水道管被害が 52 箇所、電柱被害が 2 本、電話柱被害が 1 本と予測されている。

オ. 火災被害

町内において 1 件の出火があると予測されている。

カ. 人的被害

死者 3 人、負傷者 207 人、要救出現場 20 箇所、要救出者 12 人、要後方医療搬送者 21 人、避難者 72 人と予測されている。また、要救援者予測では食糧供給対象人口 13,664 人、給水対象世帯 4,286 世帯、生活物資供給対象人口 72 人と予測されている。

キ. 住民の生活支障

①居住の制約、食糧・飲料水の制約

最大で 4,288 世帯が居住の制約、4,286 世帯が食糧・飲料水の制約を受けると予測されている。

②電気の制約

最大で 636 世帯が電気の制約を受けると予測されている。

ク. 帰宅困難者数

町内に足止めされる滞留者が 1,616 人、町内に帰宅できない帰宅困難者が 1,996 人と予測されている。

## 第6節 災害に関する調査研究の推進

### 1. 防災関係機関の調査研究

防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ、総合的・計画的な防災対策を推進するため、災害要因の調査、被害想定及び社会環境の変化に対応した防災体制等について調査研究の継続的な実施又は推進を行い、その成果を積極的に災害防災対策に取り込み、その充実を図る。

### 2. 災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果（河川氾濫時の浸水深や浸水範囲、地震による被害程度や被害分布等）や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧・情報発信・共有できるよう公開に努める。